

せたな町

新町まちづくりプラン ダイジェスト版

豊かで美しい自然、 人と人のふれあいを 大切にするまちをめざして



共に生き共につくる にぎわいのある あたたかなふるさと

合併の必要性	p.2
3町の位置・地勢・面積	p.3
3町の概要	p.3
人口・世帯の見通し	p.4
まちづくりの基本方向	p.5
将来像実現のための基本施策	p.7
地域別整備の方針	p.11
財政計画	p.13
合併したらどうなるの？	p.15



合併の必要性



(1) 人口減少と少子・高齢化への対応のために

3町では昭和30年代から人口が減少し、高齢化率も全道・全国平均を大きく上回っています。この超高齢社会により保健・福祉・医療分野での負担が増え、サービスの維持が困難となることが予想されるため、行財政基盤を強めることが急務となっています。

(2) 地方分権への対応のために

地方分権が進められる中、自らの責任と判断でまちづくりを行う「行政能力」の強化が求められています。3町の住民団体などの輪を広げ、より大きな枠組みでの「住民力」の結集を進めていく必要があります。

(3) 硬直化した行財政に対応するために

地方交付税の削減とともに、今後も大きな改革が予想されています。地方交付税が貴重な財源である3町は、近い将来財政面で立ち行かなくなり、財政再建団体となる可能性があります。行政サービスを維持していくためには、より簡素で効率的な体制をつくる必要があります。



(4) 産業の再構築と地域活力の向上のために

3町は農・水産業を基幹とし、自然・歴史・文化を活かした観光の振興にも努めてきました。しかし不況等により経済は低迷、雇用環境も厳しさを増しています。3町が持続・発展していくためには、農・水産業をこれまで以上に活用し、自立したまちづくりを進めていくことが必要です。

(5) 日常生活圏の拡大に対応するために

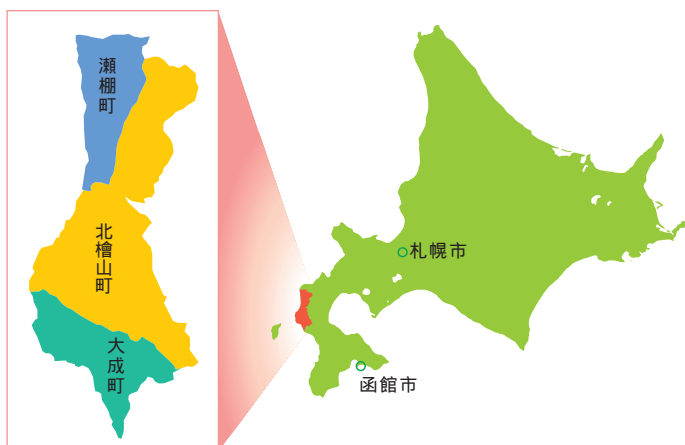
3町では、住んでいる町以外への日常生活圏の拡大が進んでいます。それとともなって、単独の町では対応が難しい行政課題が増えていくことが予想されます。土地利用や道路・交通網の整備、産業の振興などをより広域的な視野で進めていく必要があります。

(6) 快適な生活環境の確保のために

市町村による環境保全が課題となっている中、3町でもリサイクル、省エネルギーの促進など、循環型社会づくりに取り組んでいます。今後も、近海・河川や山間地での環境保全対策が必要となります。

3町の位置・地勢・面積

北海道の南西部、日本海に面した檜山支庁管内の北部に位置し、北は島牧村、南は熊石町、東は今金町、八雲町、西は日本海をはさんで奥尻島をのぞみます。北部には道南の最高峰狩場山、南部には遊楽部岳や白水岳が連なり、その間を後志利別川が流れています。狩場山から海岸にかけては狩場茂津多道立自然公園、南部の海岸線の一部は檜山道立自然公園に指定されるなど、豊かな自然環境を有しています。3町を合わせた総面積は638.56km²です。



3町の概要

大成町

管内のほぼ中央。北と東は北檜山町、南は熊石町、西は日本海に面しています。北部の山麓が急激にのびて市街地に迫っており、耕地は主に傾斜地に開かれています。海岸線の一部は檜山道立自然公園に指定されています。

明治35年に久遠村、大正12年に貝取潤村が誕生。昭和30年に両村が合併して大成村が発足。昭和41年に大成町となりました。漁船漁業を主とする水産業が中心となっています。

瀬棚町

管内の最北部。北は島牧村、東と南は北檜山町に接し、西は日本海に面しています。北部に道南最高峰の狩場山を主とした山岳地帯があり、平坦部が少なく大半が草地となっています。海岸線は変化に富み、狩場茂津多道立自然公園に指定されています。

明治35年に東瀬棚村が分村して瀬棚村となり、大正10年に瀬棚町となりました。基幹産業は水産業、農業となっています。

北檜山町

管内北部の中央部。東は今金町、八雲町、南は大成町、北は瀬棚町、島牧村に接し、西は日本海に面しています。北部と南部の山岳地帯の間を後志利別川、太櫓川が流れ、肥沃な平坦地は水田地帯となっています。

明治35年に東瀬棚村として分村し、昭和28年に東瀬棚町に、昭和30年に東瀬棚町・太櫓村が合併して北檜山町となりました。農業が中心で、主要産物は米・牛乳となっています。

人口・世帯の見通し

新町の総人口は、今後も減少傾向で推移し、平成12年の11,842人から、合併後おおむね10年後である平成26年には10,010人になることが予測されます。

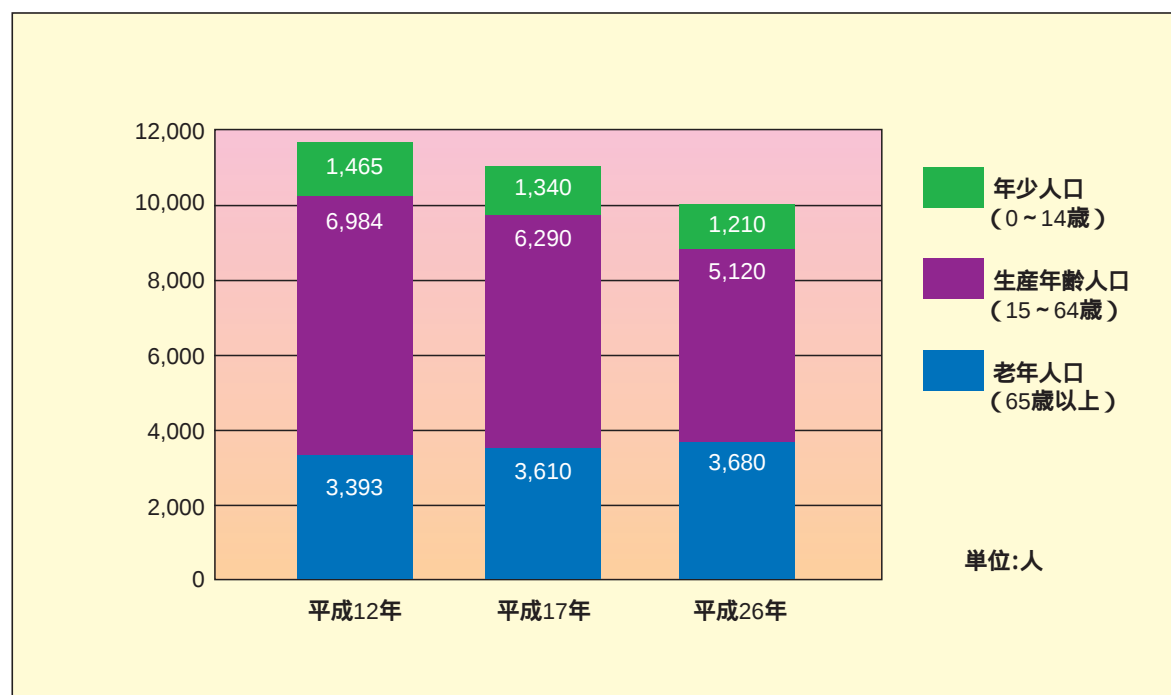
出生率の低下や平均寿命の伸長により少子・高齢化が一層進むことが予想されます。

世帯数は核家族化の一層の進行が見込まれる一方で、人口減の影響により全体的には減少傾向が予想され、平成12年の4,595世帯から平成26年には4,170世帯になることが想定されます。

(単位:人、世帯、人/世帯、%)

項目 \ 年	平成12年	平成17年	平成26年	年平均伸び率	
				H12-H17	H17-H26
総人口	11,842	11,240	10,010	1.04	1.28
年少人口 (14歳以下)	1,465 (12.4%)	1,340 (11.9%)	1,210 (12.1%)	1.77	1.13
生産年齢人口 (15～64歳)	6,984 (59.0%)	6,290 (56.0%)	5,120 (51.1%)	2.07	2.26
老年人口 (65歳以上)	3,393 (28.7%)	3,610 (32.1%)	3,680 (36.8%)	1.25	0.21
世帯数	4,595	4,500	4,170	0.42	0.84
一世帯当人数	2.58	2.50	2.40	—	

注) 平成12年は実績値、推計値は、コーホートセンサス変化率法等により推計したものである。



まちづくりの基本方向

めざす将来像の実現に向けて、新たなまちづくりの基本施策(6つの施策の柱)を次のとおり設定します。

**豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを
大切にするまちをめざして**

- 共に生き共につくる にぎわいのある あたたかなふるさと -

まちづくりの基本施策
(6つの施策の柱)



基本施策 1
健やかに暮らせる福祉のまち

- 保健・医療の充実
- 地域福祉の推進
- 子育て支援の推進
- 高齢者施策の推進
- 障害者施策の推進
- 社会保障の充実

基本施策 2
活力に満ちた産業のまち

- 農林業の振興
- 水産業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 雇用・勤労者対策の推進

基本施策 3
自然と共生する安全なまち

- 環境・景観の保全と創造
- 公園・緑地・水辺の整備
- 上下水道の整備
- 環境衛生対策の推進
- 消防・防災体制の充実
- 交通安全・防犯対策の推進
- 地域エネルギーの活用

基本施策 4
多様な交流を生む
にぎわいのある快適なまち

- 調和のとれた土地利用の推進
- 市街地の整備
- 住宅対策の推進
- 道路網の整備
- 公共交通機関の充実
- 港湾・漁港の整備
- 情報ネットワークの整備

基本施策 5
豊かな人間性と文化をはぐくむまち

- 生涯学習の推進
- 学校教育の充実
- 青少年の健全育成
- 芸術・文化の振興
- スポーツの振興
- 国際交流の充実と地域間交流の推進

基本施策 6
みんなで作るまち

- 新時代のコミュニティ形成
- 人権尊重のまちづくりの推進
- 男女共同参画社会の形成
- 住民と行政との協働のまちづくりの推進
- 自立した自治体経営の確立

将来像実現のための基本施策

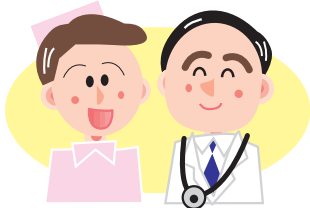
1. 健やかに暮らせる福祉のまち

1 保健・医療の充実

保健・医療・福祉などが連携し、自主的な健康づくりを促進。また、一人ひとりのライフステージに応じた保健・医療体制の強化に努めます。

(主な事業)

- ・診療所・保健センターの整備
- ・介護老人保健施設の整備
- ・診療所電算化システム導入 など



4 高齢者施策の推進

介護保険対象サービスや対象外への生活支援サービスによる自立支援、介護保険の相談体制など、総合的なサービスをさらに推進します。

(主な事業)

- ・介護保険事業の実施
- ・養護老人ホームの整備
- ・在宅福祉サービスなど



2 地域福祉の推進

社会福祉協議会や福祉団体の支援・育成に努めます。町内会など身近な地域における福祉体制づくりや高齢者などにやさしい施設整備を進めます。

(主な事業)

- ・健康増進型地域交流センターの整備
- ・福祉バスの運行 など



5 障害者施策の推進

保健・医療・福祉サービスを充実させ、社会参加や地域の理解などを深め障害者にやさしいまちづくりを進めます。

(主な事業)

- ・日常生活用具給付事業
- ・地域間交流の推進
- ・ホームヘルプサービス事業 など



3 子育て支援の推進

地域で子育て機能を支え、安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、また、保育サービスや相談・交流機能、母子保健サービスの充実等に努めます。

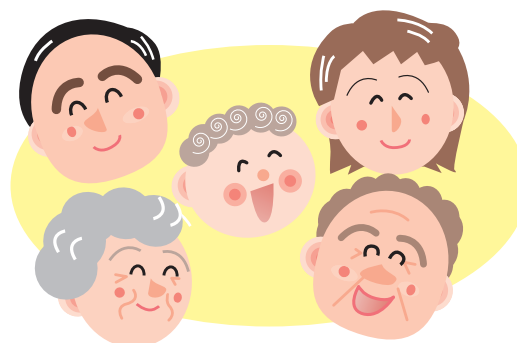
(主な事業)

- ・子育て支援センターの整備
- ・学童保育事業 など



6 社会保障の充実

相談・指導や生活保護制度の適切な運用により、誰もが自立して暮らすことのできる社会をめざします。また、国民健康保険の健全な運営のために「自主的な健康づくり」を促進します。



2. 活力に満ちた産業のまち

1 農林業の振興

農業生産基盤整備を推進し、環境変化に対応した農業振興を進めます。

(主な事業)

- ・農道の整備
- ・農業基盤の整備
- ・有機農業の推進
- ・林道・森林管理道の整備
- ・森林保全事業 など

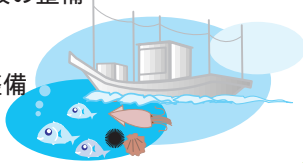


2 水産業の振興

栽培養殖漁業を推進し、魚貝類の育成施設の整備に努めます。

(主な事業)

- ・増養殖用作業保管施設の整備
- ・海中養殖事業
- ・中間育成事業
- ・水産種苗センターの整備 など



3 商工業の振興

商工会との連携のもと、近代的経営やサービスの向上、後継者の育成に取り組み、就業機会拡大のための企業誘致も進めていきます。

(主な事業)

- ・商工会事業の補助
- ・中小企業特別融資事業 など

4 観光の振興

豊かな自然をいかし、特産物や温泉、イベントなどを活用した「体験・滞在型」の観光地づくりを推進します。

(主な事業)

- ・観光ルートの整備
- ・青少年旅行村の整備
- ・足湯の整備 など

5 雇用・勤労者対策の推進

新町が一体となった就職相談の実施、地元就職の促進、高齢者、障害者の雇用促進に努めます。

3. 自然と共生する安全なまち

1 環境・景観の保全と創造

2 公園・緑地・水辺の整備

3 上下水道の整備

水道施設の整備や環境保全により、安全で衛生的な水の安定供給に努めます。また、公共下水道や合併処理浄化槽の整備・普及に努めます。

(主な事業)

- ・上下水道の整備
- ・農業・漁業集落排水事業
- ・浄化槽設置整備 など

4 環境衛生対策の推進

5 消防・防災体制の充実

消防施設の整備、広域的な連携による消防・救急体制の充実に努めます。

地震や風水害などから生命を守るため、まち一体となった防災体制の確立にも取り組んでいきます。

(主な事業)

- ・防災行政無線システムの整備
- ・高規格救急自動車の整備
- ・高潮対策事業
- ・急傾斜地崩落対策事業 など

6 交通安全・防犯対策の推進

7 地域エネルギーの活用

3町では、日本初の洋上風車などの導入が進んでいます。今後も、新エネルギー導入による環境保全や産業振興をめざします。

4. 多様な交流を生むにぎわいのある快適なまち

1 調和のとれた土地利用の推進

(主な事業)

- 都市計画の推進 など

2 市街地の整備

新町での都市計画マスタープランに基づき、自然と共生した魅力ある市街地を形成していきます。

(主な事業)

- 中心市街地の整備 など



3 住宅対策の推進

定住促進に向け、多様なニーズや地域特性に合わせた魅力ある居住環境づくりをめざします。

公営住宅についても高齢者や障害者へのやさしい住環境の整備を進めていきます。

(主な事業)

- 公営住宅の整備
- 宅地の造成 など

4 道路網の整備

観光ルートとしても賑わう道づくりを進めるため、国道・道道の整備要請を積極的に行います。また、福祉・防災などに配慮した道路の改修に努め、安心できる生活道路を形成していきます。

(主な事業)

- 町道の整備
- 都市計画道路の整備
- 国道・道道の整備要請 など

5 公共交通機関の充実

(主な事業)

- 町営バスの運行
- 生活路線バスの運行確保
- バス待合所の整備 など

6 港湾・漁港の整備

港湾・漁港は、水産業や物流・交流の拠点として整備していきます。

(主な事業)

- 港湾整備
- 漁港整備の促進 など



7 情報ネットワークの整備

生活の向上と地域振興のために、総合行政ネットワークによる窓口サービスの充実、ホームページによる情報提供など、住民サービスを向上させていきます。

(主な事業)

- 地域ネットワークの整備 など



5. 豊かな人間性と文化をはぐくむまち

1 生涯学習の推進

住民が生涯にわたって学習し、充実した人生を送ることができるよう、生涯学習プログラムや施設を充実させ、「いつでも、どこでも、誰でも学習することができる」まちづくりを進めていきます。

2 学校教育の充実

次代を担う子どもたちが心身共にたくましく成長するために、幼児教育の充実、家庭との連携や心の問題の対応を進め、健やかな教育環境づくりをめざします。

(主な事業)

- ・小学校・中学校・高等学校の整備
- ・給食施設の整備
- ・幼稚園・保育所一元化の整備 など



4 芸術・文化の振興

文化の継承と創造を促すため、住民の芸術・文化活動の活性化を促進し、発表機会や活動施設の充実などを進めていきます。

5 スポーツの振興

多くの住民が生涯にわたってスポーツに親しみ、交流が図れるよう、施設の整備を進め、スポーツの日常化と機会の充実に努めます。

(主な事業)

- ・体育館・プール・
- ・野球場・スキー場の整備 など



3 青少年の健全育成

青少年の健全な育成をめざして、家庭・学校・地域が一体となり、家庭教育の向上、青少年の交流、社会活動への参加を推進します。

6 国際交流の充実と地域間交流の推進

学校教育や生涯学習の場において、国際感覚豊かな人材の育成を進めます。また、自然環境を生かした体験型レクリエーションや他地域との交流を促進し、地域の活性化を図ります。

(主な事業)

- ・姉妹都市交流事業 ・外国研修派遣事業 など

6. みんなでつくるまち

1 新時代のコミュニティ形成

伝統・文化を継承するコミュニティへの支援、活動拠点の充実を行い、地域の創意工夫によるまちづくりを促進します。

(主な事業)

- ・合併特例区の設置 ・町内会組織の支援
- ・まちづくり活動の育成・支援 など

2 人権尊重のまちづくりの推進

3 男女共同参画社会の形成

4 住民と行政との協働のまちづくりの推進

住民と行政の新たなパートナーシップによるまちづくりのために、住民参画の行政計画策定・実施を推進。住民サービスへの反映にも努めます。

5 自立した自治体経営の確立

自治体の自立に向け、行政組織、事務事業の見直し、職員の削減を行うなど、行政改革を積極的に推進します。合併後もあらゆる分野で経費の節減や自主財源の確保に努め、限られた財源で効率的な財政運営を行います。

(主な事業)

- ・行政電算システムの統合整備 など

地域別整備の方針

檜山北部の中心的な役割を担う新町としての地域別整備については、現状の土地利用や地域が持つ特性・可能性を大切にしながら土地利用の基本方針及び将来像実現のための基本施策により進めていきます。

地区別の方針

【大成区】

大成区は、地域の基幹産業である水産業については、漁業資源の適切な管理と活用を図り水産業の振興を促進するため、水産資源種苗生産事業の推進、魚類育成施設整備、増養殖事業の推進、魚礁等水産基盤の整備などを積極的に進めるとともに、水産業の生産拠点となる漁港の整備と自然災害から集落の安全を図るため、海岸保全の整備を推進します。

農業については、地域の特性を活かした地域振興作物定着促進事業を推進します。

市街地区については、上浦・都区間幹線整備の促進、下水道・上水道の整備、小学校改修など生活基盤の整備促進や既存施設の有効利用により、住民の日常生活に必要な身近なサービス機能の充実を図り地域の拠点として整備を推進します。

地域医療の初期拠点として内科診療所化を位置づけ、医療供給の安心・安全の確保を推進します。

【瀬棚区】

瀬棚区は、檜山北部の玄関口として奥尻航路を有する観光の要所であり、その拠点となる地方港湾では地域の基幹産業のひとつである水産業の振興として「つくり、育て、売る」漁業を核に、静穏海域での大規模な増養殖事業を積極的に推進するとともに、日本初の洋上風力発電施設、さらにその優れた環境は民間による大型風力発電施設の建設に結びつくなど、地域資源を活かした取り組みを進めます。

農林業については、有機農業特区の認定による有機農業の推進を柱に、地域産業と教育が融合した新たな地域ブランドの創出を図ります。教育の森の利用促進と日本一高い茂津多岬灯台への観光客の誘引を図るため林道の舗装整備を推進します。

診療所を中心に保健センターなどと連携した予防医療の必要性を認識し、一層の保健・医療・福祉の一体的な連携を図るため、痴呆症高齢者グループホームの整備と高齢者対策のための介護老人保健施設の整備、公共下水道事業及び農漁村地域の合併浄化槽事業を推進します。

【北檜山区】

北檜山区は、新町における中心市街地として都市計画マスタープランを策定しながら中心市街地整備事業を行うとともに、商工・観光産業の振興を図ります。また、温泉を活用した足湯施設、幼児から高齢者まで利用できる健康増進型温水プール等を整備し高齢者・福祉社会に対応した整備を推進します。

基幹産業である農林畜産業については、整備された優良農地の保全及び有効利用、農業基盤整備、農道の整備など農業生産基盤の一層の充実と地区集落の衛生環境整備を推進し魅力ある農業づくりを進めます。

教育については、幼保一元化を目指すとともに小・中学校等を整備し、教育・文化の環境の整備を推進します。

さらに、住民の生命財産を守るため、消防施設、防災行政無線を整備し災害に強いまちづくりを推進します。



全地域の方針

【保健・医療・福祉施策】

新町における保健・医療対策を充実させるため現有の医療資源の改善につとめ、公的医療機関と民間の医療機関が相互に連携し合い、診療内容の分担や、高度な医療機器の共同利用など実情に応じて機能させ住民ニーズに応える医療体制を目指します。

そのためには、北檜山区に既存の医療機関の拡充等を図り準総合的医療を行える主幹病院を設置し、主幹病院以外の医療機関については、主幹病院のサテライトとしての役割を担う整備を行うとともに、主幹病院では夜間・休日も含めた24時間受け入れ可能な救急医療体制を整えます。

大成区については、地理的な条件を考慮し時間外救急患者の対応が可能な整備をします。

また、消防行政においても救急救命士の育成や、搬送自動車の整備により敏速に次の医療につなげる体制づくりをします。

さらに、保健福祉分野との連携のもとに往診をはじめ、医師の処方、指示のもとに訪問看護やホームヘルパーの派遣、在宅リハビリなどを一層推進します。

在宅医療を円滑に運営するため介護老人保健施設などの整備を行い、既存の保健・福祉施設の有効活用と連携を強化した保健・医療・福祉対策を推進します。

また、町民の健康づくりに資するために健康増進型温水プールの整備を進めます。

【道路施策】

道路網については、新町の一体化及び活性化、広域的交流の一層の推進や安全性・利便性の一層の向上、交流、ネットワーク化の強化等のため、開発道路北檜山大成線、一般道道北檜山大成線や地域高規格道路渡島半島横断道路をはじめとする国道・道道の早期開通・整備を積極的に推進します。

また、身近な生活道路である町道の整備・改良・維持補修等による道路網の整備充実を推進します。

【観光施策】

新町は、道南5大霊場太田神社、奇岩や岩礁、海水浴場、キャンプ場などが続く海岸線や道南最高峰の狩場山、清流日本一にも選ばれた後志利別川など豊かな自然のほか、各地域には温泉保養施設、スポーツ・レクリエーション施設、日本初の洋上風力発電施設などの観光資源を有しています。

これらの観光資源を有効活用しながら観光拠点のネットワーク化を図り、開発道路北檜山大成線の開通に伴った観光ルートの整備など、新たな観光資源の開発・整備を推進します。



たひやま



財政計画

財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10か年について、歳入・歳出の各項目ごとに、合併による影響を見込み算定しました。

新町においては、本計画を指針とし、今後の地方財政を取り巻く動向に留意し必要に応じて修正を加えながら、健全財政を基調とした財政運営を行っていくことになります。



1 歳入

1 地方税

現行税制度を基本に、過去の実績や将来の人口推計を勘案し見込んでいます。

2 地方交付税

現行の地方交付税制度を基本に、合併による普通交付税の算定の特例制度や、合併に係る交付税措置等を見込んでいます。

3 国庫支出金・道支出金

合併前の実績や今後の建設事業を考慮し、合併市町村補助金等の財政支援を見込んでいます。

4 地方債

新町まちづくりプランの事業に伴う合併特例債、通常債を見込んでいます。

(単位: 百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地方税	648	643	639	634	630	625	620	615	610	605
地方譲与税	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163
各種交付税	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
地方交付税	5,866	5,569	5,340	5,048	4,881	4,699	4,557	4,414	4,291	4,168
分担金・負担金	175	174	173	172	171	170	169	167	166	164
使用料・手数料	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240
国庫支出金	299	453	453	383	383	383	383	383	383	383
道支出金	425	711	711	711	711	711	711	711	711	711
地方債	1,249	1,249	1,249	1,730	1,730	1,730	1,249	1,249	1,249	1,249
その他の歳入	468	536	425	384	391	397	441	557	492	484
歳入合計	9,713	9,918	9,573	9,645	9,480	9,298	8,713	8,679	8,485	8,347

2 歳 出

1 人件費

合併に伴う特別職、議員の削減等を見込んでいます。

一般職については、新町において定員適正化計画を策定し、職員数削減の方向で取り組むこととします。

現時点では合併後の退職者の補充を抑制することによる減少を見込んでいます。

2 物件費

合併後3年間は臨時的経費が増えますが、その後は一定の削減額を見込んでいます。

3 扶助費

合併前の実績を踏まえながら、人口推計による老年人口の伸び率を勘案し、見込んでいます。

4 補助費等

合併前の実績を踏まえながら、合併効果による一定の削減額を見込んでいます。

5 公債費

合併前に借り入れた地方債に係る償還予定額と、新町における新たな地方債に係る償還額を見込んでいます。

6 投資的経費

財政運営の健全性確保を考え、新町建設計画に基づく建設事業費等を見込んでいます。

(単位: 百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人件費	1,996	1,944	1,844	1,792	1,739	1,687	1,635	1,582	1,530	1,478
物件費	1,495	1,369	1,306	1,180	1,180	1,127	934	914	909	904
維持補修費	241	241	241	241	241	241	241	241	241	241
扶助費	396	397	397	398	398	399	398	398	397	396
補助費等	1,623	1,526	1,428	1,331	1,234	1,137	1,055	1,040	1,024	1,009
公債費	2,066	1,932	1,851	1,684	1,656	1,585	1,564	1,640	1,723	1,815
投資的経費	1,000	1,673	1,673	1,673	1,673	1,673	1,673	1,673	1,673	1,673
その他の歳出	896	836	833	1,332	1,335	1,335	867	975	905	830
歳出合計	9,713	9,918	9,573	9,631	9,456	9,184	8,367	8,463	8,402	8,347

歳入歳出差引	0	0	0	14	24	114	346	216	83	0
--------	---	---	---	----	----	-----	-----	-----	----	---

3 基金の造成

新町における一体感の醸成や地域住民の交流、さらには、住民が自主的・主体的に取り組むまちづくり活動の推進のため、合併特例債を活用し基金を造成します。

(単位: 百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
基金残高	472	320	280	786	1,300	1,819	1,876	2,049	2,157	2,140

合併したらどうなるの？

合併の方式は？

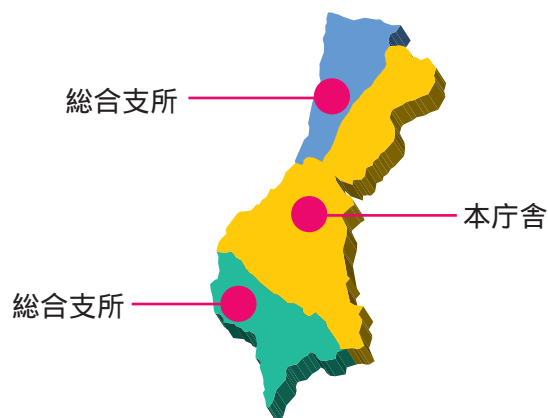
対等の関係で新たな町を設置する新設合併です。

新町のスタートは？

平成17年9月1日に新町がスタートします。

役場はどうなるの？

北檜山町役場が本庁舎となります。
大成町役場と瀬棚町役場は、総合支所となります。



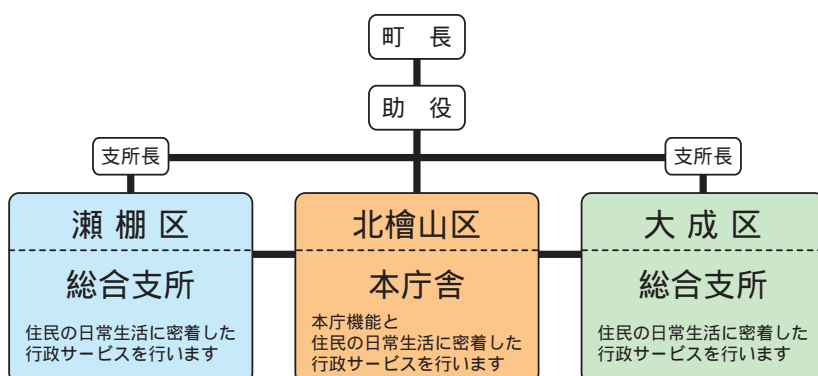
合併後の住所表記は？

新町の名称は「せたな町」となります。
合併特例区の名称は、大成町は大成区、瀬棚町は瀬棚区、北檜山町は北檜山区となります。
字の名称は、現行の名称から「字」が削除となります。

新住所表記 せたな町大成区都100番地
 せたな町瀬棚区本町200番地
 せたな町北檜山区北檜山300番地

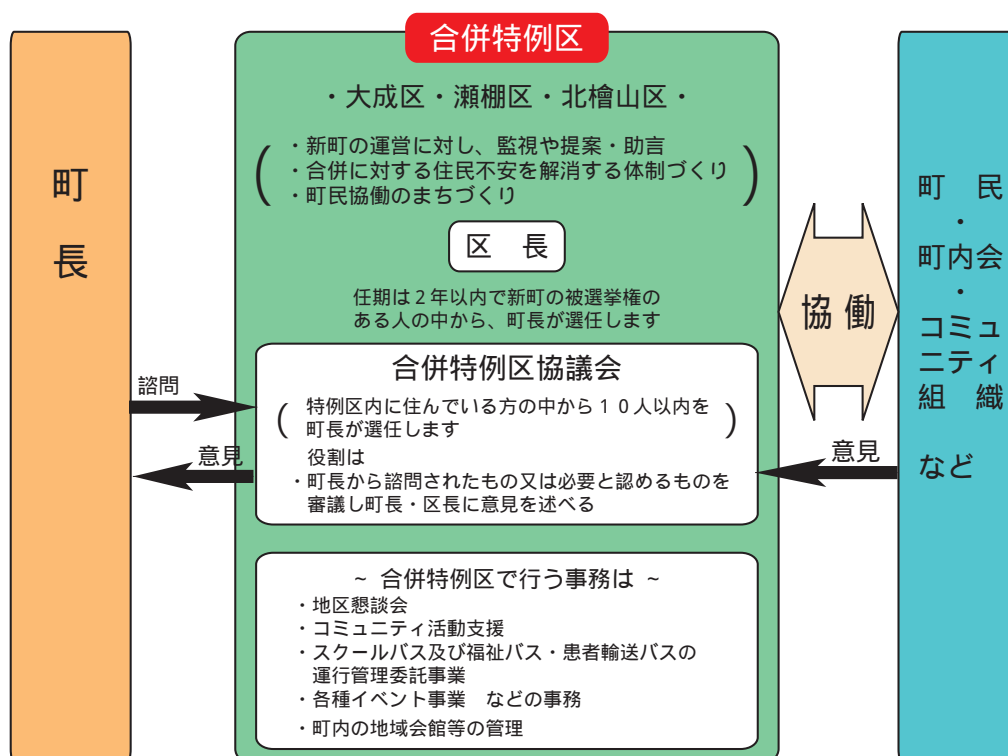
役場の組織と機構は？

総合的な行政サービスが提供できるよう、窓口業務、住民生活に密着した業務及び地域振興に関する業務など、利用しやすい組織・機構とします。



合併特例区とは？

新町では、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、3町に法人格をもった合併特例区を設置します。



議員の身分や定数は？

3町の議会議員39人は、合併特例法の在任特例を適用し、合併後、平成19年4月30日まで引き続き新町の議会の議員として在任します。

また、在任特例の適用期間後の定数と選挙区の設置については、新町の議会で決定します。



農業委員会委員の身分や定数は？

新町に1つの農業委員会を設置します。

選挙による委員は合併特例法の在任特例を適用し、平成18年6月30日まで引き続き委員として在任します。

合併後の選挙による委員の定数は法定定数(20人)以内となります。

選任による委員の定数は8人以内となります。

合併すると町税は？

新町の税は、次のとおりとなります。

- (1) 個人町民税の均等割については、標準税率(3,000円)となります。
納期は、瀬棚町の納期(6月、8月、10月、12月)に合わせます。
- (2) 固定資産税の納期については、大成町(5月、7月、9月、11月)に合わせます。
- (3) 特別土地保有税免税点については、北檜山町(5,000m²)に合わせます。
- (4) 入湯税については、宿泊客は標準税率(150円)とします。
入浴客は、合併後3年間は現行のとおり、大成町60円、瀬棚町40円、北檜山町100円となります。
- (5) 納税奨励金は廃止となります。
- (6) 国民健康保険税の税率については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度課税分から統一します。
課税限度額については、現行のとおり、53万円とします。
介護納付金の課税限度額については、現行のとおり8万円とします。
納期については、6月から12月までの7期とします。



使用料、手数料等は？

1. 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し「負担公平の原則」により統一します。
2. 占用料については、合併時に統一します。ただし、合併日前日までの間に許可されたものについては、当該期間満了日まで占用料は旧町の例によります。
3. 町営住宅の家賃については、合併後も当分の間現行のとおりとし、合併後に調整します。
4. 各種施設の使用料及び入浴料金については、原則として現行のとおりとし、合併後に調整します。

補助金、交付金等は？

公共的必要性、事業目的、事業効果、従来からの経緯、実情等を勘案し次のとおりとします。

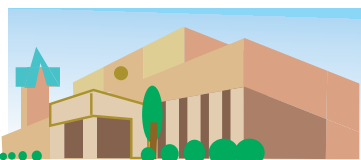
1. 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整します。
2. 各町独自の補助金等については、制度の経緯、活動内容等を踏まえ、新町全体の均衡を保つよう調整します。
3. 整理統合できる補助金等については、関係団体等の理解を得ながら活動内容、実績等を精査し調整します。

特別職と一般職員は？

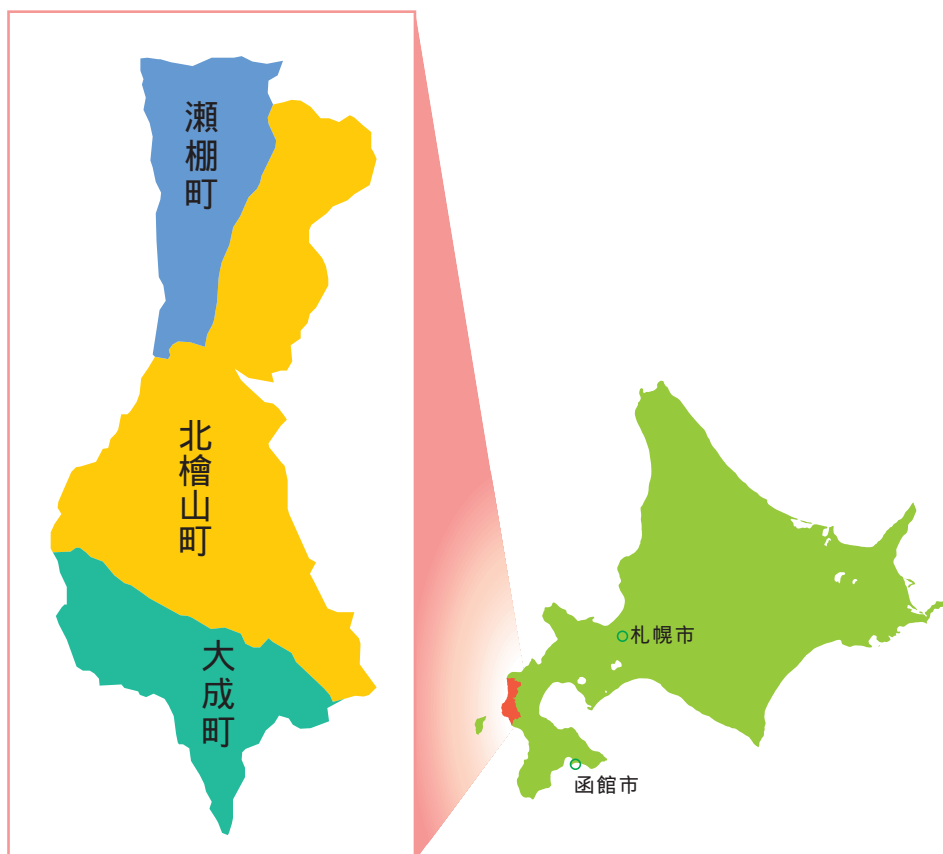
3町の町長、助役、収入役などの特別職は、合併の日の前日をもって失職となります。

一般職員は、引き続き新町の職員となります。

- 新町の町長は、合併の日から50日以内に実施する選挙によって選ばれることになります。
- 助役等については、新町長がきまった後の新議会で同意を得て選任されます。



せたな町



編集・発行

檜山北部3町合併協議会

〒049-4592

北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地1 北檜山町役場内

TEL : 01378-4-5111 FAX : 01378-4-4657

<http://www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3gappei/>